

砥部町特別支援教育就学奨励事業実施要綱

平成23年3月31日

砥部町告示第62号

(趣旨)

第1条 この告示は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨を推進し、砥部町立小学校又は中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令157号）第2条第1項の規定により文部科学大臣が定める算定方法により算定した保護者の属する世帯の収入
- (2) 需要額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額

(対象者)

第3条 この告示による就学奨励費の交付を受けることができる者は、砥部町に居住する児童・生徒の保護者で、砥部町就学援助事業実施要綱(令和3年砥部町告示第92号)の規定による就学援助を受けていない者とする。

(交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学に要する交通費（路線バスを利用した場合の経費に限る。）
- (3) 職場実習に要する交通費
- (4) 交流及び共同学習に要する交通費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動等参加費
- (7) 学用品・通学用品購入費
- (8) オンライン学習通信費

(交付区分)

第5条 就学奨励費の交付区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満の児童・生徒の保護者 前条各号に掲げる経費
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の児童・生徒の保護者 前条第2号から第4号に掲

げる経費

- 2 砥部町通級指導実施要綱により学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び第141条に規定する特別の教育課程による指導を受けている者については、その通学に係る交通費を前条第2号に規定する通学に要する交通費として交付することができる。

（交付額）

第6条 就学奨励費の交付額は、毎年度国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価を限度額とする。

（申請）

第7条 就学奨励費の交付を受けようとする児童・生徒の保護者は、次に掲げる書類を当該児童・生徒の在籍する学校長を通じて、町長に提出しなければならない。

- (1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第1号）
- (2) 同意書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（支給決定）

第8条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、交付区分を決定し、学校長を通じて当該児童・生徒の保護者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、就学奨励費の交付に必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月13日告示第94号）

この告示は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月23日告示第68号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年6月19日告示第78号）

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日告示第92号）

この告示は、公表の日から施行する。